③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

10　その他

⑴　次の場合には、建設工事の申請ができないものとする。

①　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

②　経営事項審査において、総合評定値通知を受けていない場合

③　再審査を含めて、平成20年４月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合

⑵　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品の製造等）」に次に掲げる書類各１部を添え、申請場所に速やかに提出すること。なお、変更届の入手方法は、申請書と同じ。

①　「本社(店)住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」の場合は、登記事項証明書（法人の場合）又はその写し、又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

②　物品の製造等の「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書の写し

なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表と申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄と同様の記載をした適宜様式

③　建設工事の「競争参加資格希望業種区分」の場合は、資格審査結果通知書の写し及び総合評定値通知書

④　測量・建設コンサルタント等の「競争参加資格希望業種区分」の場合は、資格審査結果通知書の写し及び申請書様式の「直前２ヶ年間の年間平均実績高」の欄と同様の記載をした適宜様式

別記１　付与数値（物品の製造等）

〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値（左側が物品の製造、右側が物品の製造以外の付与数値）を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率

140%以上		：10
120%以上	140%未満	：８
100%以上	120%未満	：６
100%未満		：４

⑷　営業年数

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計（最高点）　100

別記２　付与数値(測量・建設コンサルタント等)

〔掲載順序　項目　段階：付与数値〕

⑴　年間平均測量等実績高

100億円以上		：60
50億円以上	100億円未満	：55
20億円以上	50億円未満	：50
10億円以上	20億円未満	：45
２億円以上	10億円未満	：40
１億円以上	２億円未満	：35
2,000万円以上	１億円未満	：30
1,000万円以上	2,000万円未満	：25
500万円以上	1,000万円未満	：20
300万円以上	500万円未満	：15
200万円以上	300万円未満	：10
200万円未満		：５

⑵　自己資本額

10億円以上		：10
１億円以上	10億円未満	：８
1,000万円以上	１億円未満	：６
100万円以上	1,000万円未満	：４
100万円未満		：２

⑶　流動比率

130%以上		：14
95%以上	130%未満	：10
75%以上	95%未満	：６
60%以上	75%未満	：２

⑷　営業年数

25年以上		：10
10年以上	25年未満	：８
５年以上	10年未満	：６
５年未満		：４

⑸　合計（最高点）　94

別記３　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕

⑴　物品の製造（船舶類以外）

①　90点以上　80点未満：Ａ
80点以上　55点未満：Ｂ
55点以上　50点未満：Ｃ
50点未満：Ｄ

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは2,000万円以上3,000万円未満、Ｃは400万円以上2,000万円未満、Ｄは400万円未満

⑵　物品の製造（船舶類）

①　物品の製造（船舶類以外）の数値：等級に同じ。

②ア　500トン以上
Ａは30億円以上、Ｂは10億円以上30億円未満、Ｃは４億円以上10億円未満、Ｄは４億円未満

イ　500トン未満
Ａは10億円以上、Ｂは５億円以上10億円未満、Ｃは２億円以上５億円未満、Ｄは２億円未満

⑶　物品の販売、役務の提供等(船舶整備以外)

①　物品の製造（船舶類以外）の数値：等級に同じ。

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは1,500万円以上3,000万円未満、Ｃは300万円以上1,500万円未満、Ｄは300万円未満

⑷　役務の提供等（船舶整備）

①　物品の製造（船舶類以外）の数値：等級に同じ。

②ア　500トン以上
Ａは8,000万円以上、Ｂは5,000万円以上8,000万円未満、Ｃは400万円以上5,000万円未満、Ｄは400万円未満

イ　500トン未満
Ａは5,000万円以上、Ｂは2,000万円以上5,000万円未満、Ｃは300万円以上2,000万円未満、Ｄは300万円未満

⑸　物品の買受け

①　70点以上　：Ａ
50点以上　70点未満：Ｂ
50点未満　：Ｃ

②　Ａは1,000万円以上、Ｂは200万円以上1,000万円未満、Ｃは200万円未満

⑹　建設工事（土木一式工事）

①　1,500点以上　：Ａ
950点以上　1,500点未満：Ｂ
750点以上　950点未満：Ｃ
750点未満　：Ｄ

②　Ａは２億円以上、Ｂは5,000万円以上２億円未満、Ｃは2,000万円以上5,000万円未満、Ｄは2,000万円未満